

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

トルコにおける人権と教育の現状と課題：
ロマンの人権を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 関西外国語大学 公開日: 2018-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: チャクル, ムラット メールアドレス: 所属: 関西外国語大学短期大学部
URL	https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/7827

トルコにおける人権と教育の現状と課題 —ロマンの人権を中心に—

短期大学部助教 チャクル・ムラット

1. はじめに

現在トルコでは、去年のFETO（フェトウラー・ギュレンテロ組織）のクーデターにより、現政権が1年も続く「非常事態」となっている。現政権はこのテロ組織を撲滅するために1年も費やしているが、実際に効果的な解決の対策が取られているかは定かではない。しかし、この「非常事態」の期間内では、人々の基本的人権は、おろそかになっていることは事実であるといえよう。非常事態とはいえども他者の人権問題は生じてもおかしくないが、そのテロ組織のメンバーではない人々にまで罪がかぶされるのは、そのテロ組織を撲滅するための取り組みとしてはうまくいっていない証拠であるといえよう。EUも基本的人権を保障するように現政権に圧力をかけているが、今日でもこのような基本的人権が十分に保障されない問題がトルコ社会で起きていることに筆者は疑問を持っている。

また、筆者は、トルコにおいて人種、民族、宗教、政治、性別といった人権問題の存在を実体験しているが、それはトルコ国の文化の独自性から起きているだけではなく、長い歴史の中でトルコ人の意識の中で固定化され自明視されるようになったからとみられる。これは最優先して解決されるべき課題である。筆者は、義務教育段階に民主主義について教わったが、人権について教育を受けた覚えはなく、社会の中でそれを学んでいるために偏った知識や態度しか得られていない。しかし、2015年度にトルコの国家教育省が、小学4年において「人権、国民性及び民主主義」¹という授業を取り入れた

¹ T.C. Milli Eğitim Bakanlığı (MEB) , “*İnsan hakları yurttaşlık ve demokrasi dersi taslak öğretim program kamuoyunun görüşüne sunuldu*”

トルコ国家教育省、「小学校人権、国民性と民主主義科のパイロット教授プログラム」
<http://www.meb.gov.tr/insan-haklari-yurttaslik-ve-demokrasi-dersi-taslak-ogretim->

が、これまでにどのような人権教育がなされてきたのか、なぜ人権教育の科目名を変えて小学校でも実施するようになったのかは疑問である。トルコではこれまでの政権、政治家、そしてトルコ社会において民主主義や人権意識は希薄なまま現在に至り、EU加盟のために改善されるべき点として国際的にもこの点が問題視されている。特に社会的マイノリティが不利益を被るような生活状況の改善が強く求められる。クルド問題やシリアからの移民問題、さらに昔からトルコ社会に溶け込んで生活しているロマンたちなどがマイノリティとして挙げられる。クルド問題やシリアからの移民問題は比較的新しい人権問題であるが、ロマンたち²の人権問題は長い歴史を持っており、彼・彼女らに対するトルコ社会の偏見や差別は現在も改善されていない。世界の多くの国々に存在するロマンたちの人権問題とトルコにおけるロマンたちの人権問題には類似している点も多い。

そこで、本稿の目的は、まずトルコにおいて「人権」といったときにどういうことが考えられてきたか、それは教育的にどのようにとらえられているのか、そしてそこにはどんな課題があるのか、これらの論点についてロマンたちの例を中心に考察することである。なお、本稿では、2010年に教科名が改名された人権教育の資料には基づいていないが、基本的な人権教育内容は1998年の旧版のものとはほぼ同じであるため、旧版「1998年」の資料に基づいて述べる。

2. トルコにおける人権のとらえ方とロマンたちの現状

トルコでは、西洋的人権の考え方は、オスマントルコにおける1839年のタングマツ法令（社会的整備法令）の公布によって始まり、トルコの近代化

programi-kamuoyunun-gorusune-sunuldu/haber/8713/tr（2017年10月14日閲覧）

² ロマンというのはジプシー＝ロマと同じ意味である。ロマンという表現の由来は、ジプシーの人々が東ローマ帝国に移動してきたときに彼・彼女らに対してロマン（ロマの人）という意味でつかわれたという説がある。トルコでもその由来を受けて、ジプシーの人々に対して使われてきている表現である。

http://turkoloji.cu.edu.tr/YENI%20TURK%20DILI/huseyin_yildiz_cingeneler.pdf（最終閲覧：2018年1月28日）

の具体的な開始でもあるとされている。独立戦争後（1919年から1922年）、1923年にトルコ共和国が誕生して以降、トルコ国憲法に西洋諸国のような基本的人権と自由の保障が明記され、西洋においてこれまでに与えられたすべての人権に関する条約に批准している。トルコ国憲法では、第10条において、「すべての人々は言語、人種、肌色、性別、政治的思考、哲学・宗教、宗派などの理由で差別することなく法律上平等である。男女は平等な権利を持っている。国はこの平等を実行する役割を担っている。特定の個人、家族、集団、種族に特別扱いはされない。」と基本的人権について定めている。また、第12条から第40条において国民の基本的人権と自由について具体的に定められている。その具体的な内容は、プライバシー保護、信仰の自由、発言の自由、メディアの自由、身体の自由、精神の自由、参政権、労働権、生存権、請求権などがあげられ、どの民主的な国家の憲法にも規定された法制度である。

2.1. トルコにおけるロマンたちの生活状況

世界の多くの国々と同様、トルコにおいても重要な課題はエスニック・グループ等の宗教的・言語的・民族的・文化的マイノリティの問題であり、多くの民主的な国々において、宗教、文化、アイデンティティ、人種、言語は、「多様な社会構造」が作られているが、トルコでは、このような問題は解決されていないという深刻な状況がある。そうしたトルコ社会に存在するエスニックのグループのひとつとしてロマンたちを挙げることができる。ロマンの人々は、10世紀にインドから今のアナトリアに移動して、それ以降テュルク族社会の中で一緒に生活してきたが、長くアナトリアの土地で生きてきているにもかかわらず、社会から排除され、差別されてきた。今日までロマンたちのアイデンティティは、トルコ社会においては認められず、教育などの多くの基本的権利は保障されてこなかった。

現在、ロマンたちはトルコのどこにでも見かけられる存在であり、常に移動しながら生活するか、または一か所に定住して生活するかの2種類の生き方をしている。統計上、だいたいロマンたちの人口は40万から60万人とされ

ているが、実際は、200万人を超えている³といわれている。主に生活しているところは、イスタンブールやエディルネがあるマルマラ地域で、それ以外にアンカラ（首都）、イズミール（エーゲ地域）などの大都市があげられる。宗教に関しては、移動して生活しているロマンの人々はトルコにおけるイスラム教の「Alevi（アレヴィ派）・Bektasi（ベキタシー派）（トルコにおけるイスラム教の宗派）」、定住して生活する人々は「スンニー」派の2つの宗派である。また言語に関しては、トルコにおけるロマンの人々の母国語である「ロマニー」という言語を使って、コミュニケーションをとっている。自由に生きることを好んでおり、命令されることを嫌う人々なので、簡単で短期的な仕事に就くことが多く正社員として働くことはあまりない。このような働き方をするのは、彼らが自分たちの文化を維持するためであろう。彼らがやっている仕事はおもに、運送業、路上での物品販売、靴磨き、音楽業（歌手や4－5人で組むバンド）などがあげられる。

ロマンたちは一般的に、町の最も端っこで、生活するのに衛生上不便なところで生活を営んでいる。多くのロマンは一か所に定住して生活をするようになったが、いまだに移動して生活しているロマンもいる。移動するロマンたちも定住しているロマンたちもどちらもマージナルなグループとして厳しい条件の中で生活をしなければならない。彼らの多くはいまだに識字ができず教育レベルは非常に低い。彼らは識字ができないため簡単な仕事をして生活を営んでいる。ロマンたち以外の外部の人と接するのは経済的な理由からで、他人とコミュニケーションをとることで、彼らが自分たちの存在を維持していくことを可能にしている。

³ OPRİŞAN Ana ve YILMAZ Halim, “Türkiye’de Romanların Sosyal ve Hukuki Durumu Üzerine”

（オプリシャン・アナ、ユルマズ・ハリム、「トルコにおけるロマンたちの社会的・法的現状について」）

<http://www.mazlumder.org/tr/main/yayinlar/makaleler/8/turkiyede-romanlarin-sosyal-ve-hukuki-durumu-/910>（2017年12月23日閲覧）

2.2. ロマンたちに対する偏見と彼らの自己アイデンティティ

ロマンではない人々のロマンたちに対する認識は、小話や歴史的出来事、日常的な言い回しなどに反映されてきている。例えば、彼らに対する言い回しやことわざには、次のようなものがある。

ロマンの結婚式があるのか：うるさい場所や状況の場合に使われる
言い回し

ロマンのようになるな：ケチになるなという意味

ロマンの暮らす場所：汚くて、ごちゃごちゃしている場所という意
味

ロマンの女性と寝たのか：たくさんしゃべる人に対して使われる言
い回し

上記のような偏見的表現は、ロマンの人々とそうでない人々がお互いに接することを邪魔し普通の人間関係が形成されず、ロマンの人々とのコミュニケーションを避けるという阻害要因ともなっている。ロマンたちに対するこのようなネガティブな表現は、彼らを十分に理解せず、また知ろうとしない一般の人々の認識から生まれている。

トルコではロマンの人々は、「Cingene」（チングネ：ジブシーという意味）という名前では呼ばれているが、地域によってはその呼び方が多様化している。トルコでチングネという言葉は基本的に差別用語であり、下品で醜い人間のイメージを与えるので、ロマンの人々はこの言葉を使ってほしくないようだ。チングネという言葉は、泥棒、喧嘩売り、嘘つき、ケチ、汚いなどといったありとあらゆる悪いことをやっている人々というイメージを与える。ロマンたちは、自分たちがチングネとは違う存在であるという認識を支持している。それは、一般社会では、チングネよりロマンのほうに親しみが認められる概念であることからである。彼・彼女らは、自分たちがロマンであることを承認することは、実は移動する住民ではなく住んでいる地域の原住民であるという言う意味でもある。彼・彼女らもチングネという言葉の意味がよくない

意味を持っていることを認めており、「チングネはテントで生活し、ありとあらゆる悪事を行い、人をも平気で刺す」と彼ら自身が言う表現からも理解できる。彼・彼女らによるとロマンという表現は、「世間に認められている者、きれいなイメージ、危険ではない者」というイメージを与える。この意味ではロマンというアイデンティティは、彼らが生きている現実社会と形成したい関係性を築くための橋渡しのなキー概念である。

ここで筆者のトルコ社会におけるロマンたちに対する偏見の実体験について述べたい。筆者は大学時代にあるスーパーでバイトしていた時の話である。ある日、18歳の女性がレジでバイトをし始めた。非常に社交的で、いつもニコニコしていて、一生懸命にも働いていた。彼女は、周りから上司や同僚も含めて高評価を得ていた。しかし、1週間がたつて、彼女が急に姿を消した。当時の責任者に彼女がどうしていなくなっていたかと聞くと、「彼女はチングネだって。お客さんにそれがばれるとよくないから首にされた」と言った。筆者は、驚きを隠すことができず、何て惨めなお店だと感じ、この時代にまだこのような差別意識がこんなにも強く根付いていることが理解できなかった。その社会に入って、みんなと同じく平等に生活するため、自分のアイデンティティを隠すことを強いられるのは、ロマンたちだけではなくて、そういう状況に追い込まれるほかのマイノリティにとっても同様で、このような意識を持っているマジョリティーが大半を占めるトルコ社会はまだ解決できない大問題を抱えている状況にある。だが、学校教育において国民性と人権教育という考え方が独立戦争後に取り入れられ、これまでに実践されてきていることを考えると、差別意識が消えないのは不思議なことである。次に、トルコにおける人権教育はどうなっているのかについて述べていきたい。

3. トルコにおける人権教育

3.1. 人権教育を支える法的基盤及び組織・運営

どの民主的な国家も同様、トルコにおいても人権の法的基準は憲法である。トルコ国憲法の第2条に「人権の尊厳」という理念が記されている。したがって、人権教育は憲法上での義務である。人権教育を支える法律としては、

1973年6月14日の国家教育基本法であり、第1739条の第2項にトルコ国民全員の教育において目指される教育目標が定められた。トルコの教育制度が実現を目指す基本理念の一つは人権教育であるとされた。また1983年6月16日には同法第2842条により改正され、「…人権と憲法の基本理念に基づく…」という表現が明記された。国家教育基本法では、個人の成熟した性格とともに自由で科学的思考を持ち、人権を尊厳する次世代を育てることが目的とされている。

人権教育分野に関して人権省と国家教育省が作成した人権教育プロトコールは1995年3月14日に首相及び副首相によって認証され、人権教育の組織及び運営は、3つの省が担うことが規定された。人権教育の内容の基準となるのは、1978年に勧告されたUNESCOの国際的規約「人種及び人種偏見に関するユネスコ宣言（Declaration on Race and Racial Prejudice, 27 November 1978）」と1985年に勧告されたEUの「学校における人権の教授学習のすすめ（Teaching and Learning About Human Rights in Schools（Strasbourg: Council of Europe, May 14, 1985）」である。

3.2. 国民性と人権教育の変遷

トルコでは共和国宣言以来、初等教育において「国民性と人権教育」は行われてきている。その変遷については次のようである。まず、人権教育は1923年の教育プログラムにおいて「国民教育」の教科名で、小学校4年と5年の学年において、週2時間実施されていた。1924年から1927年の間と1927年から1930年の間には「国の知識」という科目名で取り扱われていた。その後1930年から1939年の間、「国家知識」に改名された。この科目名の中で人権教育も合わせて1930年から1931年にかけて中学校の2年生と3年生において週1時間、1931年から1949年にかけても同様に中学校2年生と3年生において週2時間引き続き実施されていた。また、この「国家知識」という科目名は共和国宣言当初の小学校においても使用されていた。

国家教育の科目は、1985年6月14日に初等教育課と1985年7月10日に高等教育課によって、「国民性知識」と改名され、実施されるようになった。そ

の後いくつか改定されていくのだが、教科の目標及び教科内容において改訂は行われていない。この教科の目標として、人間愛、相互理解、協働、寛容の心の養成があげられている。この教科は1995年3月14日に国家教育省と人権省による改訂により、1995年度の教授学習機関から中学校の3年生も「市民性と人権教育」という教科名で教えられるようになった。また、「市民性と人権教育」は小学校4年と5年生及び中学校の2年と3年生（1998年度から）には週1時間の必修科目とされ、高校3年生には「民主主義と人権教育」という科目名で選択科目として教えられるようになった。この科目を教える教員は、社会科、歴史、地理、心理学、社会学、哲学のいずれかの専門でなければならないとされた（MEB、2011年）。

Elkatmis（2013）では、1998年度の「市民性と人権教育」の目標として以下のものがあげている。

- ① 市民は社会で生活する術を知っている。
- ② 社会生活において人間愛、尊敬、寛容な心の重要性を知っている。
- ③ アタテュルク（トルコの国家リーダー）が基本的権利と自由を重要視していることを知っている。
- ④ 市民自身と他者の権利を理解している。
- ⑤ 社会で生活する上で自分の役割と責任を全うする習慣を身につけている。
- ⑥ 市民になるという認識を理解している。

しかし、上記のように人権教育の制度が存在し、人権教育が行われてきているものの、子どもたちには、知識習得レベルでしか教えられておらず、暗記させられているに過ぎないという問題がある。Diktasらによると、この問題に気付いた国家教育省は、「2004年から個性を重視し、違いを尊重する教育政策をとった」が、それでも人権教育の目標は達成されることはなかった。またDiktasらは、その主な原因は、「教員が個性を重視して教えるということはどうすればできるのかをよく理解しなかったことである」としている。「彼らも恩師らから個性を重視しないやり方を学んでおり、『伝達・伝授中心の教授・学習文化』が代々続けられてきたのである」という。大学における

教員養成や教員研修などの制度でさえ、文化を変えるより固定することに機能してきたことが現状を作り出している。しかし、人権教育については、単なる学校や教員の問題だけではなく、国の政治家や公共団体で働いている管理職や従業員、企業や地域社会における人々の一般的な考え方や認識の問題でもある。制度がいくら整えられているといっても結局人々の認識や行動までに浸透しなくてはあまり意味はなさない。

3.3 ロマンたちの教育問題

ロマンたちは、今日でもほかのトルコ社会に存在するエスニックの集団より、社会参加率及び社会的地位が低く、生活における資源を獲得する上での競争では不利な状況に置かれている。ロマンたちの社会的排除問題のほかにもう一つの問題は教育である。教育はロマンたちの社会参加率を高め、競争に勝つうえで重要な役割を担っている。しかし、教育のような憲法上保障されている基本的人権をロマンたちは十分に利用することができていない現状であり、本人たちもそのような自己認識を持っている。教育を受ける権利はトルコ国憲法第42条によってすべての人に保障されている。教育を受ける権利は誰もが持っているものの、社会的排除と圧力を最も受けているロマンたちはその権利を必然的に手放してしまっているような厳しい現状に置かれている。

トルコでは残念ながらロマンたちの教育問題についての調査や研究が少ない。エユボール⁴が行ったトルコにおけるロマンたちの教育問題についての調査によると以下のような問題点がある。

- ① 学校の通っている子どもたちの習熟度が低いこと
- ② 家庭の識字率が低いこと
- ③ 十分に栄養が取れていないこと
- ④ 家庭の毎月の収入が変動すること

⁴ EYUBOGLU Serdar, “Romanlar ve Egitim” (エユボール・セルダル、「ロマンたちと教育」) <http://egitimcil617.blogcu.com/cingeneler-ve-egitim/3410759> (2017年12月23日閲覧)

- ⑤ 中学校に特に女子が進学しないこと
- ⑥ 生活している環境の影響で学校では不良行動をすること
- ⑦ 過保護のモンスターペアレンツが多いこと
- ⑧ ロマンたちの子どもが多い学校では教職員の教える意欲が低いこと
- ⑨ 学校のロマンたちの子どもへの教育相談機能が十分に組織化されていないこと
- ⑩ ロマンたちが自身に対してネガティブなアイデンティティを持っていること
- ⑪ 学齢期の子どもの単純労働が多いこと
- ⑫ 家庭やまわりには、教育を受けて社会的地位を高めた人々が少ないこと
またはモデルが存在しないこと（存在したとしてもそのロマンたちが自分を隠していること）
- ⑬ ロマンたちの社会参加を促すための国の機関の職員の人権認識が希薄化していることと十分に役割を担っていないこと。

このように教育に関しては、ロマンたちが生活している社会やその制度に多くの問題があるだけでなく、ロマンたちの中にも教育に価値を見出せないネガティブな認識が存在し、悪循環の中で厳しい生活を送っているといえよう。

4. おわりに

以上をまとめると、トルコでは、人権ということに共和国宣言以降から取り組んできており、国際的な人権条約を批准した。その後、国内ではトルコ国憲法の第10条の基本的な人権保障の精神に基づき首相、副首相、人権保障省、教育省を基本とした運営組織が整備され、実施されてきたことがわかる。しかし、人権保障の視点から見ると、このような制度や運営組織が整備され、人権を保障しようとしてもロマンたちには厳しい生活を送ることが強いられている現状がある。また人権教育に関しても欧米の人権教育プログラムが採用され、それに基づいて初等、中等教育機関において人権教育は実施されて

いるが知識の暗記教育にとどまってしまっている現状がある。ロマンたちの教育の権利の保障についてはトルコ社会の多くの制度や認識上の希薄さが浮き彫りになっただけでなく、ロマンたちが教育に対して価値を見出せないという大きな問題があり、このままだとロマンたちが自ら自分たちの状況を改善しないような動きをしている側面も存在することを否めない。2011年に現政権はロマンたちも含めてエスニックなグループの生活改善に向けて聞き取り調査は行ったものの改善に向けての具体策は示されていない。

では、人権問題が解決されるために、ロマンたちも含めてマイノリティの人権保障と生活改善のための人権教育をどのように行えばいいのか。この問題の解決は難しいが、解決策はないわけではない。例えば、民主的な制度を持つどの国にあっても、人権保障と多様性が尊重され、誰もが幸せな生活を送ることができるいわゆる共生社会の実現が目指されており、その制度の確立、啓蒙及び教育が鍵概念となっている。政策形成と啓蒙及び教育内容の決定にマイノリティもほかの人々と対等な立場で参画する場や機会、選択肢を与えて、そこでそれぞれのアクター間で熟議を十分に行い、当事者意識を芽生えさせる必要がある。それは誰もが幸せに生活を送る共生社会の第一歩であるといえよう。そうして確実に十分に時間をかけて、責任をもって進めていくためのすべての要素を随時リニューアルしながら、「信頼と愛の関係性」を身につけさせて広める教育とオープンな社会像を描くことも重要であるといえよう。

最後に、2010年度から「市民性と人権教育」科が改められており、本稿で取り上げた1998年と新しく改訂された2010年との内容の比較をするとともに、このような人権教育の実施が、ロマンたちも含めてマイノリティの生活の改善にどのような影響を与えるのかを今後の課題としてあげたい。

参考文献

・BASARAN Tonguç, “*İlkoğretim Okullarında Vatandaşlık ve İnsan Hakları Eğitimi Programının Uygulanışına İlişkin Sosyal Bilgiler Öğretmenlerinin Görüşleri*”, Yüksek Lisans Tezi, Trakya Üniversitesi Sosyal Bilimler Enstitüsü, 2017

(バシヤラン・トングチ、「初等教育諸学校における国民性と人権教育の実施に関する教員たちの所見」、修士論文、トラキヤ大学総合科学研究課、2017年)

・ 1982 Yılı Türkiye Cumhuriyet Anayasası

(トルコ共和国憲法、1982年), <https://www.tbmm.gov.tr/anayasa.htm>

・ T.C. Milli Eğitim Bakanlığı (MEB), “Adalet İnsan Hakları” Ankara, 2011

(トルコ共和国国家教育省、「正義人権」、アンカラ、2011年)

・ DİKTAS Abdulkerim ve Diğerleri, “Uşak’ta Yaşayan Romanların Türk Eğitim Sistemi İçerisinde Yaşadıkları Problemler”, *İnsan ve Toplum Bilimleri Araştırma Dergisi*, Cilt: 5, Sayı: 4, Sayfa: 1121-1142, 2016

(ディキタシ・アブデュルケリミとその他、「ウシャク県に住んでいるロマンたちのトルコの教育制度の中で直面している問題」、『人間と社会科学紀要』、第5巻、第4号、1121頁－1142頁、2016年)

・ T.C. Milli Eğitim Bakanlığı (MEB), “Ortaöğretim Demokrasi ve İnsan Hakları Dersi Öğretim Programı”, Ankara, 2013

(トルコ共和国国家教育省、「中等教育デモクラシーと人権教育科の教授プログラム」、アンカラ、2013年)

・ ELKATMIŞ Metin, “1998 Vatandaşlık ve İnsan Hakları Eğitimi Programı ile 2010 Vatandaşlık ve Demokrasi Eğitimi Programlarının Karşılaştırılması” *Ahi Evran Üniversitesi Kırşehir Eğitim Fakültesi Dergisi*, Cilt : 14, Sayı : 3, Sayfa : 59-74, 2013

(エリカティミシ・メティン、「1998年の国民性と人権教育と2010年のデモクラシーと人権教育の比較」、『アヒ・エヴィラン大学クルシェヒリ教育学部紀要』第14巻第3号、59頁-74頁、2013年)